

令和8年度 朝来市既存住宅断熱化促進事業補助金申請案内

補助の内容

1. 目的

脱炭素社会づくりの一環として、朝来市内に存する住宅の所有者が行う省エネルギー性能を向上させる改修工事等に要する経費の一部を補助することにより、住宅ストックの省エネ化を促進し、温室効果ガスの排出削減を図ることを目的とします。

2. 補助対象事業の概要

既存住宅の省エネルギー性能を向上させる改修工事等に要する経費の一部を補助します。

補助金の交付は、同一の住宅につき1回限りです。

申請前に契約している場合は補助金の対象外となります。

※本補助金は、国交付金及び県補助金を活用して実施するものです。

3. 対象となる方

(1) 次のいずれにも該当する市内の既存の戸建て住宅を所有する者

① 現状、省エネ基準^{*}に適合していない住宅

② 省エネ化工事後に省エネ基準以上の性能を有する住宅

③ 耐震性が確保されている住宅(改修後に耐震性が確保されるものを含む。)

(2) 市税等市の徴収金を滞納していない者

※省エネ基準・・・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。)

第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

4. 対象住宅・要件

事業		要件等	対象住宅
省エネ診断支援事業	全体改修	BELS等の第三者評価 ^{※2} を受けていること 又は受ける予定であること	以下の全てに該当する既存戸建て住宅 ・現状、省エネ基準に適合していない住宅 ・省エネ化工事後に省エネ基準以上の性能を有する住宅
省エネ化計画 ^{※1} 策定及び省エネ化工事等支援事業	部分改修	複数の開口部の改修を行うこと	・耐震性が確保されている住宅 (改修後に耐震性が確保されるものを含む。)

ただし、住宅、戸建て住宅及び耐震性が確保されている住宅とは次の建築物とします。

(1) 住宅

1つの世帯が独立して家庭生活を営むための次に掲げる設備を有する建築物をいう。

- ア 1つ以上の居室を有すること。
- イ 専用の炊事用流しを有すること。
- ウ 専用のトイレを有すること。
- エ 専用の出入口を有すること。

(2) 戸建て住宅

1つの建築物が1戸の住宅であるもの(店舗等の用途を兼ねるものについては、住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。)をいう。

(3) 耐震性が確保されている住宅

- ア 昭和56年6月1日以降に着工した住宅又は改修後において別表第1に定める耐震基準を満たすもの若しくはその他の措置により改修建築物の居住者・利用者等の安全が確保されるものとして、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士の確認を受けた住宅
- イ 建替えにより、階数が2以下かつ床面積の合計が300平方メートル以下の木造住宅で、かつ、構造計算により安全性が確かめられた住宅又は令和7年4月に施行された建築基準法における壁量及び柱の小径の基準により構造安全性が確かめられた住宅
- ウ 建替えにより、(イ)に掲げる住宅以外の住宅で、かつ、構造計算により安全性が確かめられた住宅

※1 省エネ化計画・・・省エネ化工事を行うために必要な調査・設計・計画等をいう。

※2 BELS等の第三者評価・・・建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第970号)2(2)ハに規定する第三者による評価をいう。

【対象外の住宅】

次に掲げる区域内に存する住宅は、補助金交付対象外です。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (2) 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域

5. 補助対象経費・補助額

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の額
1 省エネ診断支援事業	省エネ性能についてBELS等の第三者評価を受けるために必要な経費及びその申請に必要な調査・診断に係る経費	2/3	補助対象経費に補助率を乗じた額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、10万円を上限とする。
2 省エネ化計画策定及び省エネ化工事等支援事業	・省エネ化工事に係る経費(省エネ化工事を行うために必要な調査・設計・計画に係る経費) ・BELS等の第三者評価を受けるために必要な経費を含み、建替えを行う場合にあっては「6. 補助事業の対象となる工事」の工事費に要する費用相当分とする。))	2/5	補助対象経費に補助率を乗じた額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、30万円を上限とする。

【留意事項】

- (1)省エネ診断及び省エネ化工事後の住宅が省エネ基準に相当することについては、BELS等の第三者評価を受けるものとします。(部分改修は除く)
- (2)P2・3「6. 補助事業の対象となる工事」にモデル工事費の記載のある工種については、対象経費の計算にあたり、モデル工事費または実際の工事費のいずれか低い方の額を計上するものとします。
- (3)モデル工事費の定めのない工事を補助対象経費に含める場合は、複数の見積もりを取得し、最も低い工事費用を計上するものとします。
- (4)補助事業において対象となる省エネ化工事は、住宅改修業者登録制度(住宅改修事業の適正化に関する条例(平成18年兵庫県条例第35号。))に基づく住宅改修業者登録制度をいう。)に登録している事業者との契約により行うものとします。(部分改修の場合を除く)

6. 補助事業の対象となる工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

	対象となる改修工事		モデル工事費	仕様・備考
	工事種別	工事規模		
窓	ガラス交換 ^{※1}	1.4㎡以上 ^{※5}	8.8万円/枚	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準 ^{※7} に適合する開口部として、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番(省エネ基準レベル)の建材であること。
		0.8㎡以上1.4㎡未満 ^{※5}	6.4万円/枚	
		0.1㎡以上0.8㎡未満 ^{※5}	2.4万円/枚	
	内窓設置 ^{※2} ・外窓交換 ^{※3}	2.8㎡以上 ^{※6}	20.0万円/箇所	
		1.6㎡以上2.8㎡未満 ^{※6}	16.0万円/箇所	
		0.2㎡以上1.6㎡未満 ^{※6}	13.6万円/箇所	
ドア	ドア交換 ^{※4}	開戸:1.8㎡以上 ^{※6} 引戸:3.0㎡以上 ^{※6}	29.6万円/箇所	
		開戸:1.0㎡以上1.8㎡未満 ^{※6} 引戸:1.0㎡以上3.0㎡未満 ^{※6}	25.6万円/箇所	

※1 既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※2 既存窓の内側に、新たに窓を新設するもの及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。

※3 既存窓を取り除き、新たな窓に交換するもの及び新たに窓を設置するものをいう。

※4 既存のドアを取り除き、新たなドアに交換するもの及び新たにドアを設置するものをいう。
なお、ドアに付いているガラスのみを交換する改修は対象外とする。

※5 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※6 内窓設置・外窓交換及びドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

※7 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)の「1外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

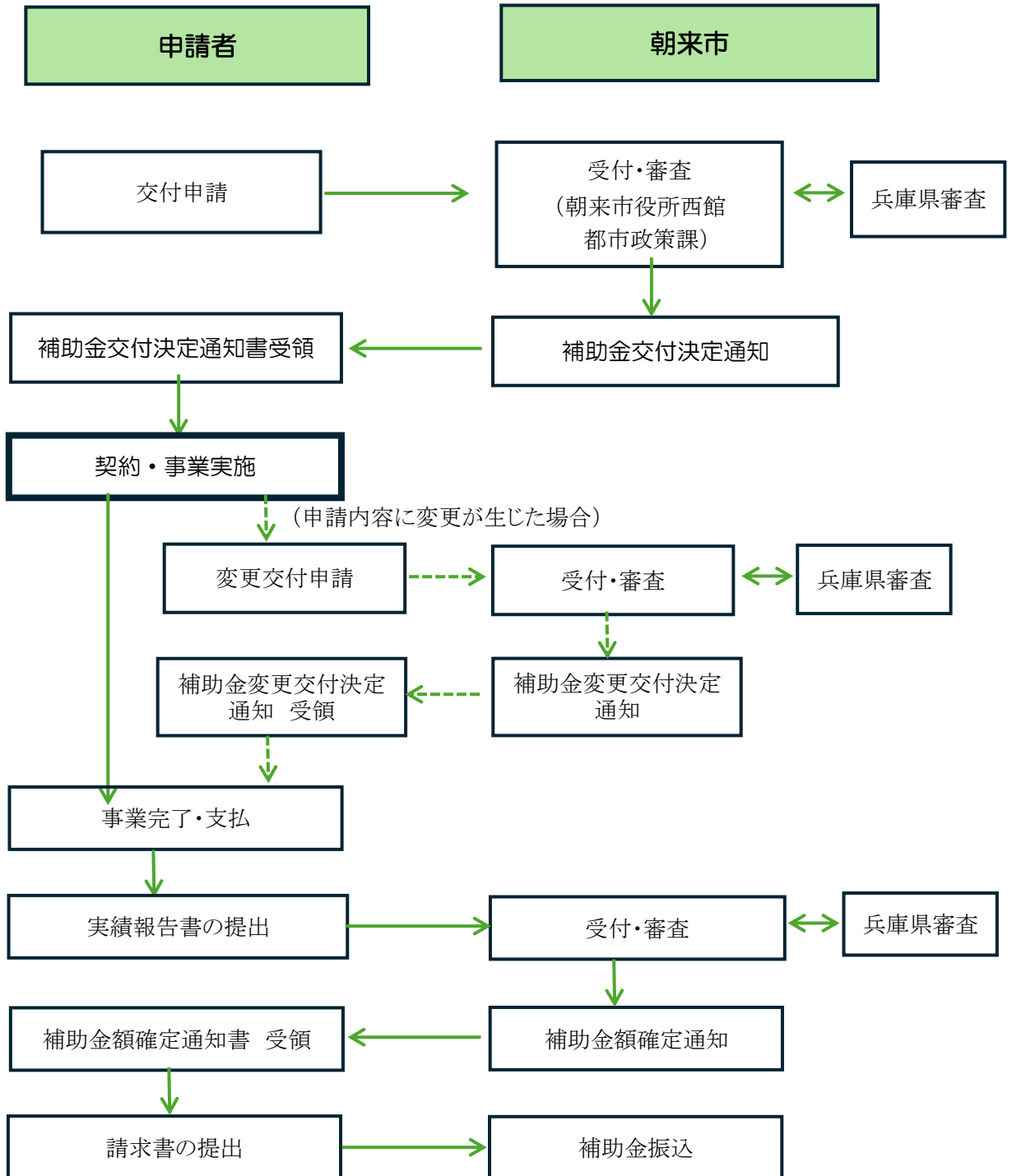
(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

	断熱材の区分	モデル工事費	仕様・備考
外壁	A～C	16.8万円/m ³	部分改修を行う場合にあつては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準に適合する断熱材とし、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番(省エネ基準レベル)であり、かつ、厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。 ※断熱材の区分 A～C:熱伝導率0.052～0.035W/m・K D～F:熱伝導率0.034W/m・K以下
	D～F	25.2万円/m ³	
屋根・天井	A～C	6.0万円/m ³	
	D～F	10.2万円/m ³	
床	A～C	21.0万円/m ³	
	D～F	31.6万円/m ³	

申請の手続き

1. 申請の流れ

本補助金の申請に係る手続きの流れは下記のとおりです。(国交付金及び県補助金を活用するため審査に時間がかかります)



2. 申請者

補助対象事業を実施する既存戸建て住宅の所有者が申請者となります。なお、申請にあたっては事業を実施する設計者・工事施工者等に代行者として手続きを委任することができます。その場合、申請書類に関する内容の質問等については、委任された設計者・工事施工者等へ連絡しますので、手続き代行者が窓口となって対応してください。

3. 交付申請

申請者は事業着手(契約)する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて朝来市都市政策課へ提出してください。

※申請前に事業着手(契約)している場合は補助金の対象外となります。

※朝来市による交付決定通知を受け取ったのちに事業着手(契約)してください。

【交付申請時の提出書類】

<省エネ診断支援事業>

	提出書類		備考
1	補助金等交付申請書(朝来市補助金等交付規則:様式第1号)	必須	
2	省エネ診断住宅概要書(個表)(様式第1号)	必須	
3	住宅の所有者が確認できる書類	必須	住宅の登記事項証明書等
4	(店舗等の部分がある場合)求積図・求積表	該当者のみ	店舗等の部分の床面積の割合が分かるもの
5	省エネ診断費用の見積書	必須	
6	委任状	該当者	代理人の資格(建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)
7	誓約書(様式第2号)	必須	
8	市税等納税証明書	必須	市役所税務課

<省エネ化計画策定及び省エネ化工事等支援事業>

	提出書類		備考
1	補助金等交付申請書(朝来市補助金等交付規則:様式第1号)	必須	
2	省エネ化工事住宅概要書(個表)(様式第3号)	必須	
3	補助金額算定表(様式第4号)	必須	
4	住宅の所有者が確認できる書類	必須	住宅の登記事項証明書等

5	(店舗等の部分がある場合)求積図・求積表	該当者	店舗等の部分の床面積の割合が分かるもの
6	省エネ診断費用の見積書	必須 (全体改修)	
7	建築年月が確認できる書類	必須	建築確認通知書又は検査済証、登記事項証明書、住宅の固定資産課税台帳登録証明等
8	(昭和56年5月31日以前に着工した住宅)耐震性能確認書など耐震性が確保されていることが確認できる書類 ・耐震性能確認書(様式第5号)	必須 (S56.5.31以前に着工した住宅)	その他耐震性が確保されていることを確認できる書類
9	現況写真(全景及び改修部分)	必須	
10	付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)	必須	
11	省エネ化工事に係る図書	必須	配置図、平面図・立面図(省エネ改修前後)等
12	省エネ化計画策定及び省エネ化工事に係る見積書	必須	・省エネ改修に係る費用、補助対象建材等の内訳が分かるもの ・モデル工事費の定めのない工事を補助対象経費に含める場合は複数の見積書
13	(部分改修の場合)建材等が仕様に適合していることが確認できる書類	必須 (部分改修)	
14	(全体改修の場合)BELS等の評価書の写し	必須 (全体改修)	
15	省エネ化工事を実施する事業者の県条例に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し(部分改修の場合を除く。)	必須 (全体改修)	
16	委任状	該当者	代理人の資格 (建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)
17	誓約書(様式第2号)	必須	
18	市税等納税証明書	必須	市役所税務課

7. 実績報告

補助事業が完了したときは、速やかに朝来市既存住宅断熱化促進事業補助金精算書(様式第6号)に、必要書類を添えて朝来市都市政策課へ提出してください。

※令和9年2月28日 必着

【実績報告時の提出書類】

<省エネ診断支援事業>

	提出書類		備考
1	補助事業実績報告書(朝来市補助金等交付規則:様式第9号)	必須	
2	朝来市既存住宅断熱化促進事業補助金精算書(様式第6号)	必須	
3	省エネ診断に係る契約書の写し及び領収書の写し	必須	
4	交付決定通知書の写し	必須	
5	BELS 等の評価書の写し	必須	
6	補助金の振込先が分かるものの写し(通帳等の写し)	必須	
7	委任状	該当者	代理人の資格 (建築士の場合は、1級・2級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの)
8	補助金等交付請求書(朝来市補助金等交付規則:様式第11号)	必須	

<省エネ化計画策定及び省エネ化工事等支援事業>

	提出書類		備考
1	補助事業実績報告書(朝来市補助金等交付規則:様式第9号)	必須	
2	朝来市既存住宅断熱化促進事業補助金精算書(様式第6号)	必須	
3	省エネ化計画策定及び省エネ化工事費内訳書	必須	
4	交付決定通知書の写し	必須	
5	(改修後に耐震性が確保される場合) 耐震改修工事実施確認書(様式第7号)	必須	
6	写真(工事施工前、工事施工中、工事完了後)	必須	※仕様が分かる写真(製品型番号など)も添付すること。
7	省エネ化計画策定及び省エネ化工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し	必須	
8	(全体改修の場合) BELS 等の評価書の写し	必須	

9	補助金の振込先が分かるものの写し (通帳等の写し)	必須	
10	委任状	該当者	代理人の資格(建築士の場合は、 1級・2級等の別、登録番号(登録 府県名等)を記載したもの)
11	補助金等交付請求書(朝来市補助金 等交付規則:様式第11号)	必須	

8. 補助事業の変更

補助事業を変更する場合は、速やかに補助事業計画変更(中止・廃止)申請書(朝来市補助金等交付規則:様式第6号)を朝来市都市政策課へ提出してください。

【提出書類】

- 補助事業計画変更(中止・廃止)申請書(朝来市補助金等交付規則:様式第6号)

9. 補助事業の取り下げ

補助事業を変更する場合は、速やかに補助金等交付申請取下書(朝来市補助金等交付規則:様式第3号)を朝来市都市政策課へ提出してください。

交付申請の取り下げの期限は、交付決定を受けた日から10日以内(その日が朝来市の休日を定める条例(平成17年朝来市条例第2号)第2条第1項各号に規定する休日に当たるときは、その日以後の休日でない日)です。

【提出書類】

- 補助金等交付申請取下書(朝来市補助金等交付規則:様式第3号)

10. その他

- ・他の補助制度との併用について

本事業と補助対象が重複する国・県・市の他の補助制度との併用はできません。

【問い合わせ・申請窓口】

朝来市都市整備部都市政策課
〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213 番地 1
朝来市役所 本庁舎西館1階
TEL:079-672-6127 FAX:079-672-3440
Email:toshiseisaku@city.asago.lg.jp